

第101回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

事業報告

企業集団の現況に関する事項のうち以下の事項

- ・財産及び損益の状況の推移
- ・主要な事業内容
- ・主要な事業所
- ・従業員の状況
- ・主要な借入先

会社の株式に関する事項

会社役員に関する事項のうち以下の事項

- ・責任限定契約の内容の概要
- ・補償契約の内容の概要
- ・役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要
- ・社外役員の主な活動状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

計算書類

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

会計監査人監査報告書

北海道電力株式会社

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

企業集団の現況に関する事項

財産及び損益の状況の推移

区分 \ 年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当年度)
営業収益 (売上高) (百万円)	663,414	888,874	953,784	902,053
経常利益 (百万円)	13,830	△ 29,251	87,315	64,051
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,864	△ 22,193	66,201	64,218
1株当たり当期純利益 (円)	26.57	△ 114.96	315.44	305.90
総資産額 (百万円)	1,992,879	2,093,339	2,141,691	2,244,003

- (注) 1. 2022年12月分から電気料金（低圧の自由料金プラン）の燃料費調整制度とガス料金の原料費調整制度の見直しを実施しました。
2. 2023年4月1日から高圧・特別高圧のお客さまの電気料金の見直しを、同年6月1日から低圧のお客さまの電気料金の見直しを実施しました。

主要な事業内容

当社は、発電・小売電気事業及びガス供給事業等を営んでおり、また、子会社である北海道電力ネットワーク株式会社は、一般送配電事業、離島における発電事業等を営んでいます。その他の関係会社は、発電、一般送配電、電気の小売に関する事業及び情報通信等の事業を営んでいます。

主要な事業所

(1) 当社の主要な事業所

- a. 本店 (札幌市)
- b. 支社 東京支社 (東京都千代田区)
- c. 発電所
 - 水力発電所 (出力50,000kW以上)
 - 雨竜発電所 (名寄市), 豊平峡発電所 (札幌市), 滝里発電所 (芦別市), 新冠発電所, 高見発電所 (新ひだか町), 京極発電所
 - 火力発電所 (出力200,000kW以上)
 - 砂川発電所, 奈井江発電所, 苫小牧発電所, 伊達発電所, 苫東厚真発電所 (厚真町), 知内発電所, 石狩湾新港発電所 (小樽市)
 - 原子力発電所
 - 泊発電所

(2) 重要な子会社等の主要な事業所

【連結子会社】

- a. 北海道電力ネットワーク株式会社 本店 (札幌市)
- b. 株式会社北海電工 本店 (札幌市)
- c. 北電興業株式会社 本店 (札幌市)
- d. 北海道パワーエンジニアリング株式会社 本店 (札幌市)
苫小牧共同火力発電所
- e. 苫東コールセンター株式会社 本店 (苫小牧市)
- f. ほくでんエコエナジー株式会社 本店 (札幌市)
- g. ほくでんサービス株式会社 本店 (札幌市)
- h. 北海道総合通信網株式会社 本店 (札幌市)
- i. ほくでん情報テクノロジー株式会社 本店 (札幌市)
- j. 森パイナリーパワー合同会社 本店 (札幌市)

【持分法適用関連会社】

- a. 石狩LNG棧橋株式会社 本店 (札幌市)
- b. 道南水力発電合同会社 本店 (函館市)
- c. 合同会社HARE晴れ 本店 (札幌市)
- d. 北海道再エネアグリゲーション株式会社 本店 (札幌市)

従業員の状況

従業員数	前年度末比増減
9,165名	-41名

(注) 従業員数は、当社及び連結子会社の就業人員を記載しています。

主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	135,000
株式会社日本政策投資銀行	76,322
日本生命保険相互会社	54,028
株式会社三菱UFJ銀行	48,500
株式会社北洋銀行	47,827

会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

発行可能株式総数 4億9,500万株

(発行可能種類株式総数)

(1) 普通株式 4億9,500万株

(2) B種優先株式 470株

発行済株式総数 2億1,529万2,382株

(内訳)

(1) 普通株式 2億1,529万1,912株

(2) B種優先株式 470株

株主数

(1) 普通株式 106,612名

(2) B種優先株式 2名

大 株 主

(1) 普通株式

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	20,563	9.99
株 式 会 社 北 洋 銀 行	10,215	4.96
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	7,006	3.40
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	6,147	2.99
北 海 道 電 力 従 業 員 持 株 会	5,015	2.44
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	4,131	2.01
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	4,048	1.97
CGMI-PRIME FINANCE CLEARANCE SECURITIES ACCOUNT	3,635	1.77
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	3,017	1.47
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	2,886	1.40

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式9,543,325株を控除して計算しています。

(2) B種優先株式

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	400	85.11
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	70	14.89

当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

給付株式数	14,000株（当社普通株式）
給付対象者数	2名

（注）取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）であった者に対する株式報酬として給付したものです。

会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）である吉川 武、大野 浩、戸巻雄一、長谷川 淳、成田教子、竹内 巖、鵜飼光子との間で締結しています。

補償契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を、取締役（監査等委員である取締役を含む。）である藤井 裕、齋藤 晋、上野昌裕、小林剛史、原田憲朗、勝海和彦、土田 拓、吉川 武、大野 浩、戸巻雄一、長谷川 淳、成田教子、竹内 巖、鵜飼光子との間で締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、各取締役がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことが判明した場合などは当社が補償した費用及び損失の返還請求が可能となることや、当社が各取締役に対して補償する同項第2号の損失の支払限度額の定めなどを設けています。

なお、当社は、2025年3月1日をもって取締役を退任した濱谷将人との間で、同内容の補償契約を締結していました。

役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、填補対象とされる損害の範囲は、株主代表訴訟及び第三者訴訟等に伴い被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用です。ただし、法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

また、当該保険には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

当該保険の被保険者の範囲は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、当社の子会社1社の取締役及び監査役であり、当該役員が職務を行う会社が保険料を全額負担しています。

社外役員の主な活動状況

氏名	地位	出席回数／開催回数 (出席率)		取締役会等における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査等委員会	
吉川 武	取締役	10回／10回 (100%)	—	弁護士としての豊富な経験・識見を背景として、法務、コンプライアンス・リスクマネジメントをはじめとする幅広い見地から、取締役会等において、経営戦略、財務・会計など法務分野に留まらない多様かつ適切な発言を行っています。また、人事・報酬諮問委員会においても取締役の報酬制度や役員構成について有益な意見を述べるなど、監督機能を果たしています。
長谷川 淳	取締役 監査等委員	13回／14回 (92%)	12回／14回 (85%)	学識経験者としての豊富な経験と幅広い識見を有しており、取締役会や監査等委員会において、専門的な知識を背景として適切な意見等を表明しています。また、人事・報酬諮問委員会においても取締役の報酬制度について有益な意見を述べるなど、監督機能を果たしています。
成田 教子	取締役 監査等委員	14回／14回 (100%)	14回／14回 (100%)	弁護士としての豊富な経験と幅広い識見を有しているほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役会や監査等委員会において、コーポレートガバナンスに関する有益な意見等を表明しています。
竹内 巖	取締役 監査等委員	14回／14回 (100%)	14回／14回 (100%)	株式会社北洋銀行の副頭取や常勤監査役を経験し、現在は交洋不動産株式会社の会長を務めるなど、豊富な経営経験と幅広い識見を有しているほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役会や監査等委員会において、コーポレートガバナンスに関する有益な意見等を表明しています。
鵜飼 光子	取締役 監査等委員	14回／14回 (100%)	14回／14回 (100%)	学識経験者としての豊富な経験と幅広い識見を有しており、取締役会や監査等委員会において、専門的な知識を背景として適切な意見等を表明しています。また、人事・報酬諮問委員会においても取締役の報酬制度について有益な意見を述べるなど、監督機能を果たしています。

- (注) 1. 吉川 武氏の取締役会出席回数は、2024年6月26日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しています。
2. 社外取締役である吉川 武、長谷川 淳、成田教子、竹内 巖、鵜飼光子の各氏は、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載の、当社従業員が、北海道電力ネットワーク株式会社が作成した非公開情報に該当し得る情報を含む資料を所持していた事案については、事前に認識していませんでしたが、日頃から取締役会などにおいて、業務執行全般に関しコンプライアンス・リスク管理の視点に基づいて注意喚起をしていました。上記事実の判明後、社外取締役の各氏は、取締役会などにおいて、調査の経過や原因分析、再発防止策の方向性等について報告を受け、必要に応じて意見を述べるなどの方法でその職責を適切に果たしています。

会計監査人の状況

会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	64	2
連 結 子 会 社	74	—
計	139	2

- (注) 1. 当社及び一部の連結子会社では、会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的に区分できないため、これらの合計額を監査報酬としているものがあります。
このため、監査証明業務に基づく報酬の額には、当該合計額等を記載しています。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務を委託しています。

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど会計監査人として適当でないと判断される場合その他必要がある場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案します。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針及び運用状況の概要は、次のとおりです。

1. 業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

会社法及び会社法施行規則に基づき「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を次のとおり定め、この方針に基づき、効率的かつ公正・透明な事業活動を推進する。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会を原則として毎月1回開催し、法令、定款及び社内規範に定める重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行状況の報告を受け、取締役の職務の執行を監督する。
- ・執行役員制度を採用するとともに、取締役会が重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することにより、取締役会の監督機能の強化と業務執行の迅速化を図る。
- ・コンプライアンスに関する方針や行動規範を定め、取締役自ら率先して実践する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報について、保存期間・場所及び管理方法等を定めた社内規範に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存・管理する。

(3) リスク管理に関する規程その他の体制

- ・事業運営に関するリスクについて、経営方針やこれに基づく業務運営計画等で明確化し、方針管理サイクルのなかで適切に管理する。
- ・リスク管理に関する委員会を置き、各部等におけるリスクやその対応状況を把握するとともに、指導・調整を行い、全社におけるリスクを横断的に管理する。
- ・非常災害等の発生に備え、対応組織・情報連絡体制等について社内規範に定めるとともに、防災訓練等を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会等において、グループ経営方針等を定め、方針管理サイクルのもとで業務を執行する。
- ・役付執行役員（社長執行役員、副社長執行役員、常務執行役員）等で構成する業務執行会議を原則として毎週1回開催し、グループ経営全般に関する方針、計画並びに業務執行に関する重要事項を審議する。
- ・迅速な意思決定や効率的な業務執行を図るため、指揮監督系統や各職位の責任・権限、業務処理の手続き等を社内規範において明確化するとともに、情報システムを適切に活用する。
- ・効率性向上の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。

(5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスに関する委員会を置き、従業員教育・研修の実施等を通じて方針や行動規範の徹底を図るとともに、法令及び企業倫理等の遵守、不正防止の全社的活動を推進する。また、コンプライアンスに関する相談窓口を置き、適切に運用する。
- ・法令等遵守の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。

(6) 当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社とグループ各社は、グループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、報告等を通じて密接な連携のもと業務を執行する。
- ・当社とグループ各社は、グループのコンプライアンス等に関する方針を共有する。また、グループ各社は、リスク管理、取締役の職務の執行が効率的に行われること、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合すること等、業務の適正を確保するための体制・仕組みを整備し、適切に運用する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助する専任組織を置き、必要な人員を配置する。

(8) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助する従業員は、監査等委員会の指揮監督のもとで職務を執行するものとし、その人事異動等については、事前に監査等委員会と協議する。

(9) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、法令に定められる事項に加え、当社の社内規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、当社の監査等委員会に定期的若しくは都度報告する。
- ・グループ各社の取締役、監査役及び従業員は、法令に定められる事項に加え、グループで共有する規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、当社の監査等委員会に定期的若しくは都度報告する。
- ・監査等委員会に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう適切に対応する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会から取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の職務執行状況の聴取や重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。
- ・ 監査等委員である取締役から職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の請求を受けた場合は、その費用等が職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを負担する。
- ・ 内部監査部門は、内部監査結果の報告等、監査等委員会への情報提供を適切に行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会を当年度14回開催し、法令、定款及び社内規範に定める重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行状況の報告を受け、取締役の職務の執行を監督しています。また、役付執行役員（社長執行役員、副社長執行役員、常務執行役員）等で構成する業務執行会議を当年度50回開催し、グループ経営全般に関する方針、計画並びに業務執行に関する重要事項の審議を行っています。

リスク管理については、経営方針等の管理サイクルのなかで、各部等がリスクを分析・評価し対策を策定・実施するとともに、これらのリスク情報を全社的に一元化し、経営への影響度の高いリスクを抽出したうえで、社長執行役員を委員長とする統合リスク管理委員会においてリスクへの対応方針と各部等の対応状況を確認し、助言を行うことでリスク低減を図っています。また、コンプライアンスについては、社長執行役員を委員長とする企業倫理委員会のもと、従業員教育・研修の実施等を通じて「ほくでんグループCSR行動憲章」や「コンプライアンス行動指針」の徹底を図り、事業活動における法令・企業倫理等の遵守、不正防止に向けた全社活動を推進しています。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制については、当社とグループ各社においてコンプライアンス等に関する方針を共有するとともに、グループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、報告等を通じて密接な連携のもと業務を執行しています。

取締役の職務執行に関しては、監査等委員（6名のうち4名が社外取締役）が、監査等委員会で定めた監査の方針等に基づき、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等からの職務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の調査等を行うことを通じ、監査等委員会が監査しています。また、監査等委員会の職務を支援する専任スタッフを配置しています。

内部監査部門には、専任スタッフを配置し、業務執行の効率性、適法性等に係る内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価を行う体制を敷いています。内部監査部門は、グループ会社に対する内部監査を含め、監査結果等について、社長執行役員に報告するほか、取締役会及び監査等委員会へ報告を行っています。

連結計算書類

連結貸借対照表

2025年3月31日現在

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	1,832,408	固 定 負 債	1,350,861
電 気 事 業 固 定 資 産	1,113,450	社 債	723,400
水 力 発 電 設 備	201,755	長 期 借 入 金	494,310
汽 力 発 電 設 備	161,263	未 払 廃 炉 抛 出 金	89,223
原 子 力 発 電 設 備	107,069	退 職 給 付 に 係 る 負 債	30,634
送 電 設 備	180,317	そ の 他	13,293
変 電 設 備	107,824		
配 電 設 備	306,001	流 動 負 債	483,965
業 務 設 備	38,872	1年以内に期限到来の固定負債	166,392
その他の電気事業固定資産	10,345	短 期 借 入 金	44,500
そ の 他 の 固 定 資 産	65,806	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	94,892
固 定 資 産 仮 勘 定	312,274	未 払 税 金	23,106
建 設 仮 勘 定	284,053	そ の 他	155,073
除 却 仮 勘 定	290		
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	27,930	引 当 金	1,840
核 燃 料	167,342	渴 水 準 備 引 当 金	1,840
加 工 中 等 核 燃 料	167,342		
投 資 そ の 他 の 資 産	173,534	負 債 合 計	1,836,667
長 期 投 資	91,904	株 主 資 本	369,513
退 職 給 付 に 係 る 資 産	34,797	資 本 金	114,291
繰 延 税 金 資 産	33,132	資 本 剰 余 金	47,211
そ の 他	14,045	利 益 剰 余 金	225,738
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 344	自 己 株 式	△ 17,728
流 動 資 産	411,594	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	22,417
現 金 及 び 預 金	156,322	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,071
受 取 手 形, 売 掛 金 及 び 契 約 資 産	111,427	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 234
棚 卸 資 産	66,620	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	12,580
そ の 他	78,687	非 支 配 株 主 持 分	15,404
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 1,463	純 資 産 合 計	407,336
合 計	2,244,003	合 計	2,244,003

連結損益計算書

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
営業費用	826,214	営業収益	902,053
電気事業営業費用	786,799	電気事業営業収益	855,136
その他事業営業費用	39,415	その他事業営業収益	46,916
営業利益	(75,838)		
営業外費用	15,361	営業外収益	3,573
支払利息	10,991	受取配当金	712
その他	4,370	受取利息	246
		持分法による投資利益	346
		物品売却益	715
		その他	1,553
経常費用合計	841,576	経常収益合計	905,627
経常利益	64,051		
渴水準備金引当又は取崩し	△ 754		
渴水準備引当金取崩し(貸方)	△ 754		
		特別利益	19,549
		核燃料売却益	19,549
税金等調整前当期純利益	84,355		
法人税、住民税及び事業税	22,039		
法人税等調整額	△ 2,878		
法人税等合計	19,161		
当期純利益	65,194		
非支配株主に帰属する当期純利益	975		
親会社株主に帰属する当期純利益	64,218		

連結株主資本等変動計算書

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

(単位 百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 げ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度 期 首 残 高	114,291	47,348	168,070	△17,870	311,839	7,235	△1,499	1,807	7,543	14,145	333,528	
当連結会計年度 変 動 額												
剰余金の配当			△6,550		△6,550						△6,550	
親会社株主に帰属 する当期純利益			64,218		64,218						64,218	
自己株式の取得				△97	△97						△97	
自己株式の処分		△136		239	103						103	
非支配株主との 取引に係る親会社 の 持 分 変 動		△0			△0						△0	
株主資本以外 の項目の当該 連結会計年度 変動額 (純額)						2,836	1,264	10,772	14,874	1,259	16,133	
当連結会計年度 変 動 額 合 計	-	△136	57,667	142	57,674	2,836	1,264	10,772	14,874	1,259	73,807	
当連結会計年度 末 残 高	114,291	47,211	225,738	△17,728	369,513	10,071	△234	12,580	22,417	15,404	407,336	

連 結 注 記 表

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 10社

連結子会社名は、北海道電力ネットワーク(株)、(株)北海電工、北電興業(株)、北海道パワーエンジニアリング(株)、苫東コールセンター(株)、ほくでんエコエナジー(株)、ほくでんサービス(株)、北海道総合通信網(株)、ほくでん情報テクノロジー(株)、森バイナリーパワー(同)である。

なお、(株)北海電工は、2024年10月1日に、北海電気工事(株)から商号を変更した。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社名は、北電総合設計(株)、(株)ほくでんアソシエ、北海道レコードマネジメント(株)、(株)アイテス、北海道電力リニューアブルエナジー(同)である。

非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の規模等からみて重要性が乏しいため連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 2社

持分法適用の非連結子会社名は、北電総合設計(株)、(株)ほくでんアソシエである。

(2) 持分法適用の関連会社 4社

持分法適用の関連会社名は、石狩LNG栈橋(株)、道南水力発電(同)、(同)HARE晴れ、北海道再エネアグリゲーション(株)である。

北海道再エネアグリゲーション(株)は、2025年3月5日に設立したことに伴い、当連結会計年度から持分法適用の関連会社を含めている。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社（北海道レコードマネジメント(株)他）及び関連会社（(株)ネクシス他）は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため持分法の適用範囲から除外している。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

(ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

…移動平均法による原価法

② デリバティブ…時価法

③ 棚卸資産…主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定額法，無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数は法人税法に規定する基準によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 濁水準備引当金

濁水による損失に備えるため、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の定める基準によって計算した限度額を計上している。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、主に電気事業を営んでいる。主な収益は電力の小売販売による電灯・電力料、卸販売による他社販売電力料等及び託送供給による託送収益であり、電気事業営業収益に計上している。

電力の小売販売における履行義務は、顧客との契約に基づき電力を供給することであり、電気の供給の都度、履行義務は充足される。履行義務の充足の進捗度は、電力量計の検針により把握した使用量により測定し、把握した使用量と顧客との契約による単価等に基づき、一定期間にわたり毎月収益を認識している。

なお、電力の小売全面自由化に伴う一般消費者保護のために料金規制経過措置が適用されているため、電気事業会計規則に従い、一般家庭等の顧客に対して検針日基準による収益の計上処理（毎月、月末以外の日に実施する計量により確認した使用量に基づき収益を計上する処理）を行っており、決算月に実施した計量の日から決算日までに生じた収益は翌月に計上している。

電力の卸販売は、他の電気事業者に対して契約に基づき電気を供給する履行義務に関する収益及び一般社団法人日本卸電力取引所の卸電力市場において約定した電気を受け渡す履行義務に関する収益からなる。他の電気事業者に対して契約に基づき電気を供給する履行義務は、電気の供給の都度、充足される。履行義務の充足の進捗度は電気の使用量により測定し、使用量と顧客との契約による単価等に基づき、一定期間にわたり毎月収益を認識している。卸電力市場における履行義務は、取引規程等に基づき約定した電気を受け渡すことであり、受け渡しの一時点において履行義務を充足する取引については、都度収益を認識している。

託送供給の履行義務は、主に託送供給等約款に基づき小売電気事業者等が調達した電力を受電し、送配電ネットワークを介して、当該小売電気事業者の顧客へ電気を供給することであり、電気の供給の都度、履行義務は充足される。履行義務の充足の進捗度は、電力量計の検針により把握した供給量により測定し、把握した供給量と託送供給等約款に規定された単価等に基づき、一定期間にわたり毎月収益を認識している。

なお、電気事業会計規則に従い、一部の計量については検針日基準による収益の計上処理（毎月、月末以外の日に実施する計量により確認した供給量に基づき収益を計上する処理）を行っており、決算月に実施した計量の日から決算日までに生じた収益は翌月に計上している。

上記いずれの取引も、基本的に料金の支払義務発生の日から1ヶ月以内に料金を受領しており、重要な金融要素は含んでいない。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっている。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債権及び債務の一部

b ヘッジ手段…燃料価格に関するスワップ

ヘッジ対象…燃料購入に係る予定取引の一部

(ハ) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、為替相場や燃料価格変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジに高い有効性があると認められるため、有効性の評価を省略している。

② 退職給付に係る会計処理方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっている。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

③ 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号）第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（平成17年法律第48号、以下「再処理法」という。）第5条第2項に基づき、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を営業費用として計上している。なお、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することとなる。また、機構に対する拠出金には再処理法第2条の規定による使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

④ 実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用の計上方法

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号、以下「改正法」という。）に基づき、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）に廃炉拠出金を納付し、電気事業営業費用として計上している。

原子力事業者は、毎連結会計年度、機構に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負っている。

(追加情報)

(「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」の施行に伴う電気事業会計規則の改正)

2024年4月1日に「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号、以下「改正法」という。）及び「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和6年3月29日経済産業省令第21号、以下「改正省令」という。）が施行されたことにより、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号、以下「解体省令」という。）が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用は、従来、資産除去債務に計上し、資産除去債務相当資産について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）第8項を適用し、解体省令の規定に基づき、毎連結会計年度、「原子力発電施設解体引当金等取扱要領」（平成12年12資公部第340号）に定められた算式（解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量から解体に要する費用を見積もる方法）により算定した原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上していたが、改正省令の施行日以降は、改正法第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」第11条第2項に規定する廃炉拠出金を、電気事業営業費用として計上することとなった。

原子力事業者は、従来、その各々が保有する実用発電用原子炉に係る廃炉に要する資金を確保する責任を負っていたが、改正法に基づき、毎連結会計年度、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなった。

これにより、当連結会計年度において、資産除去債務相当資産21,717百万円及び資産除去債務21,717百万円を取崩している。

改正法附則第10条第1項の規定により、廃炉推進業務の費用にあてるため、機構に支払わなければならない金銭95,596百万円は、改正省令附則第7条の規定により、未払廃炉拠出金に計上し、その額を費用として計上するが、同規定により、資産除去債務を取崩した額を当該費用から控除している。これによる損益への影響はない。

なお、未払廃炉拠出金に計上した額のうち、3,186百万円を1年以内に期限到来の固定負債に振り替えている。

II. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用している。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしていたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとした。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上している。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っている。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はない。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用している。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっている。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はない。

III. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産

33,132百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産については、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより回収可能と判断した額を計上している。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、経営者が承認した事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、販売電力量である。

販売電力量については、電力広域的運営推進機関に提出している2025年度供給計画に基づく内容を将来の課税所得の見積りに反映している。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の収益力に基づく課税所得の見積りについては、現時点で利用可能な情報に基づき合理的に見積りを行っているが、予想し得ない要因や変化が生じた場合には、電気事業における販売電力量等に影響が生じ、繰延税金資産の回収可能性の判断に影響が及ぶことで、翌連結会計年度の経営成績に重要な影響を与える可能性がある。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産は、社債及び(株)日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。(1年以内に償還・返済すべき金額を含む。)

<担保付債務>

社債	823,400百万円
債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	20,000百万円
(株)日本政策投資銀行借入金	34,792百万円

(2) 当社の長期投資の一部には、北海道外での発電事業参画に伴う出資先における金融機関からの借入金の担保として、質権が設定されている。

<質権が設定されている資産>

長期投資(株式)	108百万円
長期投資(社債)	1,354百万円

(3) 一部の連結子会社の資産は、関税法、消費税法及び地方税法に基づき、輸入取引に伴う関税、消費税及び地方消費税の納期限延長制度を利用する際の担保に供している。なお、当該資産には、根抵当権が設定されている。

<担保資産>

その他の固定資産(土地)	1,288百万円
<上記資産を担保としている債務>	
その他の流動負債	865百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,261,588百万円

3. 保証債務等

日本原燃(株)の借入金に対する保証債務	32,466百万円
財形住宅融資による従業員の借入金に対する連帯保証債務	1,272百万円
送配電システムズ(同)の借入金に対する保証債務	770百万円
社債の債務履行引受契約に係る偶発債務	
北海道電力第302回社債(引受先(株)みずほ銀行)	20,000百万円

4. 湯水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第36条の規定に基づく引当金である。

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の総数

普通株式数	215,291,912株
B種優先株式数	470株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った配当

①2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議した。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,084百万円
一株当たりの配当額	15円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（BBT）に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれている。

B種優先株式の配当に関する事項

配当金の総額	705百万円
一株当たりの配当額	1,500,000円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

②2024年10月31日開催の取締役会において、次のとおり決議した。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,056百万円
一株当たりの配当額	10円
基準日	2024年9月30日
効力発生日	2024年11月29日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（BBT）に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれている。

B種優先株式の配当に関する事項

配当金の総額	705百万円
一株当たりの配当額	1,500,000円
基準日	2024年9月30日
効力発生日	2024年11月29日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案する。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,057百万円
配当金の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	10円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月27日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（BBT）に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれている。

B種優先株式の配当に関する事項

配当金の総額	705百万円
配当金の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	1,500,000円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月27日

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

電気事業を行うための設備投資計画等に基づいて、必要な資金を社債の発行や金融機関からの借入れにより調達することとしており、一時的な余資は短期の預金等で運用することとしている。また、短期的な運転資金を銀行からの借入れやコマーシャル・ペーパーの発行により調達することとしている。

デリバティブ取引は、事業活動の中で生じる市場価格の変動によるリスクを回避又は軽減することを目的とした取引に加えて、トレーディング目的の取引も行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動によるリスクや発行体の信用リスクに晒されているが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されているが、特定小売供給約款等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っている。

長期借入金は、全て固定金利で調達していることから、金利の変動による利息支払額の変動リスクはない。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

また、社債、借入金、コマーシャル・ペーパー及び営業債務は、流動性リスクに晒されているが、月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理している。

デリバティブ取引は、燃料及び電力価格変動によるリスクをヘッジすることを目的としたスワップ取引、為替相場の変動によるリスクをヘッジすることを目的とした為替予約取引、及びトレーディングを目的としたスワップ取引を利用しており、内部牽制を確立する観点から、執行箇所及び管理箇所を分離、独立させるとともに、社内規程を定めて実施している。また、取引相手の契約不履行から生じる信用リスクに晒されているが、取引所における取引や信用度の高い取引相手を選択しており、そのリスクは極めて低いと判断している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

なお、市場価格のない株式等、及び連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合への出資等については、次表には含まれていない。(注1)、(注2)及び(注3)参照

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、短期借入金、支払手形及び買掛金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時 価 (*1)	差 額
(1) 有価証券 (*2)			
満期保有目的の債券	2,282	1,758	△523
その他有価証券	23,322	23,322	—
(2) 社債 (*3)	(823,400)	(769,801)	△53,598
(3) 長期借入金 (*3)	(556,909)	(502,230)	△54,679
(4) デリバティブ取引 (*4)	(287)	(287)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示している。

(*2) 連結貸借対照表上「長期投資」に計上している。

(*3) 連結貸借対照表上「1年以内に期限到来の固定負債」に計上しているものを含む。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

(注1) 市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	27,692
出資証券	347

これらについては、「(1) 有価証券」には含めていない。

(注2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合への出資については、「(1) 有価証券」には含めていない。当該出資の連結貸借対照表計上額は339百万円である。

(注3) 転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権については、重要性が乏しいため記載を省略している。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価 (*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券				
その他有価証券				
株式	23,322	—	—	23,322
デリバティブ取引	—	(287)	—	(287)

(*1) 負債に計上されているものについては、() で表示している。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価 (*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	1,758	1,758
社債	—	(769,801)	—	(769,801)
長期借入金	—	(502,230)	—	(502,230)

(*1) 負債に計上されているものについては、() で表示している。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。社債は元利金の合計額を信用リスクを織込んだ利率で割り引いた現在価値により算定しており、当該利率が観察不能であるため、その時価をレベル3の時価に分類している。

② 社債

当社が発行する社債は、市場価格により評価しているが、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

③ 長期借入金

長期借入金は、すべて固定金利で調達している。その時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類している。

④ デリバティブ取引

取引先から提示された価格等に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類している。

Ⅶ. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額	1,676円47銭
2. 一株当たり当期純利益	305円90銭

(注1) 一株当たり純資産額の算定上、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式を「期末発行済株式総数」の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度末における当該自己株式数は420,300株である。

(注2) 一株当たり当期純利益の算定上、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度における当該期中平均自己株式数は318,967株である。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

発電・小売電気事業等を営む「北海道電力」、一般送配電事業等を営む「北海道電力ネットワーク」の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりである。なお、「その他」は「北海道電力」及び「北海道電力ネットワーク」以外のその他連結子会社等の収益である。

(単位：百万円)

	北海道電力	北海道電力 ネットワーク	その他	事業間の内部 取引消去	合 計
売上高					
顧客との契約から生じる収益	702,668	126,407	39,384	—	868,459
電気事業営業収益	696,872	126,267	1	—	823,140
その他事業営業収益	5,796	139	39,382	—	45,319
その他の収益	27,540	4,719	1,333	—	33,593
外部顧客への売上高	730,209	131,126	40,717	—	902,053
事業間の内部売上高	57,841	190,062	113,237	△361,142	—
計	788,051	321,189	153,954	△361,142	902,053

(注) 売上高の「その他の収益」には、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」及び「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき実施される「電気・ガス価格激変緩和対策事業」、「酷暑乗り切り緊急支援」及び「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により、国が定める値引き単価による電気・ガス料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金が含まれている。内訳は、「北海道電力」26,050百万円、「北海道電力ネットワーク」85百万円である。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「Ⅰ. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載している。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	89,106	103,123
契約資産	3,296	4,557
契約負債	5,288	8,328

(注) 連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、「受取手形、売掛金及び契約資産」及び「流動資産のその他」に、契約資産は、「受取手形、売掛金及び契約資産」に、また、契約負債は、「固定負債のその他」及び「流動負債のその他」にそれぞれ含まれている。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社の当連結会計年度末における残存履行義務に配分した取引価格は177,584百万円であり、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて主に3年以内に約70%、残り約30%がその後1年以内に収益として認識されると見込んでいる。

なお、残存履行義務に配分した取引価格には、容量市場を構成するオークションの一つである長期脱炭素電源オークションに基づく収入は含めていない。

長期脱炭素電源オークションに基づく収入は、容量確保契約に応じて国の機関から交付される容量確保契約金額から、事後的に国の機関へ還付する同期間における卸電力市場などの他市場から得る当社の収益(以下「他市場収益」という。)の一部を差し引いた金額になる。

他市場収益は、将来の市場価格により変動することから、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消されるまでに計上された収益の減額が発生しない可能性が高い部分の見積りは困難なため、注記の対象に含めていない。

連結子会社の当連結会計年度末における残存履行義務に配分した取引価格は22,816百万円であり、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて主に1年から5年の間で収益を認識することを見込んでいる。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていない。

IX. その他の注記

1. 業績連動型株式報酬制度

当社は、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び取締役を兼務しない常務執行役員（以下、併せて「取締役等」という。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」という。）を導入している。また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて同内容にて2022年6月28日開催の第98回定時株主総会にて決議している。

(1) 本制度の概要

本制度は、信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）が、当社が拠出する金銭を原資として当社株式を取得し、取締役等に対し、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）を給付する業績連動型株式報酬制度である。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となる。

(2) 信託口に残存する自社の株式

信託口に残存する当社株式を、信託口における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上している。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は248百万円、株式数は420,300株である。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、2026年4月1日以降に解消が見込まれるものに限る）に使用する法定実効税率を変更している。この変更に伴い、繰延税金資産の純額が661百万円増加し、法人税等調整額が935百万円、その他有価証券評価差額金が138百万円、退職給付に係る調整累計額が134百万円それぞれ減少している。

計算書類

貸借対照表

2025年3月31日現在

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額 百万円	科 目	金 額 百万円
固定資産	1,692,329	固定負債	1,320,173
電気事業固定資産	472,411	社 債	723,400
水力発電設備	187,147	長期借入金	489,262
汽力発電設備	160,261	未払廃炉拠出金	89,223
原子力発電設備	108,365	一 入 債 務	91
内 燃 力 発 電 設 備	170	関係会社長期債	1,857
新エネルギー発電等設備	1,933	退職給付引当金	14,136
業務設備	13,159	雑固定負債	2,203
休止設備	1,034	流動負債	408,375
貸付設備	338	1年以内に期限到来の固定負債	163,235
附帯事業固定資産	4,716	短期借入金	44,500
事業外固定資産	1,109	買掛金	62,272
固定資産仮勘定	260,315	未払金	22,040
建設仮勘定	232,292	未払費用	27,517
除却仮勘定	92	未払税金	17,273
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	27,930	預り金	316
核 燃 料	167,342	関係会社短期債	55,908
加工中等核燃料	167,342	諸前受金	1,370
投資その他の資産	786,433	雑流動負債	13,940
長期投資	85,575	引 当 金	1,840
関係会社長期投資	649,985	濁水準準備引当金	1,840
長期前払費用	12,110	負債合計	1,730,389
前払年金費用	8,551	株 主 資 本	306,019
繰延税金資産	30,701	資 本 本 金	114,291
貸倒引当金(貸方)	△ 490	資 本 剰 余 金	41,339
流動資産	353,108	その他資本剰余金	41,339
現金及び預金	144,383	利 益 剰 余 金	168,116
売掛金	97,246	利 益 準 備 金	3,800
諸未収入金	14,295	その他利益剰余金	164,315
貯蔵品	51,964	特定災害防止準備金	158
前払費用	1,026	繰越利益剰余金	164,157
関係会社短期債	29,836	自 己 株 式	△ 17,728
雑流動資産	14,795	評価・換算差額等	9,028
貸倒引当金(貸方)	△ 440	その他有価証券評価差額金	9,376
合 計	2,045,437	繰延ヘッジ損益	△ 348
		純資産合計	315,047
		合 計	2,045,437

損益計算書

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
営業費用	729,274	営業収益	788,051
電気事業営業費用	722,635	電気事業営業収益	781,995
水汽力発電電費	21,997	電力料	236,527
原子力発電電費	230,367	電力材料	360,576
内子力発電電費	57,506	他社販売電力料	145,649
新工燃力発電電費	174	賠償負担金相当収益	1,213
他社購入電力等費用	2,406	電気事業雑収益	38,009
他社販売電力費	182,796	貸付設備収益	20
休止設備費	3,042		
一般設備費	7		
接統供給託送料	30,283		
事業力費振替勘定(貸方)	170,057		
電力振替勘定(貸方)	4,792		
△ 77	△ 77		
附帯事業営業費用	6,638	附帯事業営業収益	6,055
住宅電化設備貸事業営業費用	132	住宅電化設備貸事業営業収益	154
不動産賃貸事業営業費用	5	不動産賃貸事業営業収益	21
ガス供給事業営業費用	5,544	ガス供給事業営業収益	4,766
エネルギーサービス事業営業費用	881	エネルギーサービス事業営業収益	1,084
インターネットサービス事業営業費用	74	インターネットサービス事業営業収益	28
営業利益	(58,776)		
営業外費用	13,501	営業外収益	8,414
財務費用	11,422	財務収益	7,180
支払利息	10,949	受取配当金	2,294
社債発行費	473	受取配当金	4,885
事業外費用	2,078	事業外収益	1,234
固定資産売却損失	0	雑収益	1,234
雑損失	2,078		
当期経常費用合計	742,775	当期経常収益合計	796,465
当期経常利益	53,689		
渴水準備引当又は取崩し	△ 754		
渴水準備引当金取崩し(貸方)	△ 754		
		特別利益	19,549
		核燃料売却益	19,549
税引前当期純利益等	73,993		
法人税等	15,270		
法人税等	18,135		
法人税等調整額	△ 2,864		
当期純利益	58,722		

株主資本等変動計算書

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

(単位 百万円)

	株 主 資 本							評価・換算 差額等				純 資 産 計	
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰上 減損	延 シ 益		評価・換算 差額等計
		その 他 資 余 金	利 準 備 金	益 金	その 他 利 益 剰 余 金	特 定 災 害 防 止 準 備 金							
当 事 業 年 度 当 期 首 残 高	114,291	41,475	3,145	152	112,646	115,944	△17,870	253,840	6,572	△1,515	5,057	258,898	
当 事 業 年 度 変 動 額													
特 定 災 害 防 止 準 備 金 立 積				5	△5								
剰 余 金 の 当 配			655		△7,205	△6,550		△6,550				△6,550	
当 期 純 利 益					58,722	58,722		58,722				58,722	
自 己 株 式 の 得							△97	△97				△97	
自 己 株 式 の 分 処		△136					239	103				103	
株主資本以外の 項目の当該事業年度 変動額（純額）									2,804	1,166	3,971	3,971	
当 事 業 年 度 変 動 額 合 計		△136	655	5	51,511	52,172	142	52,178	2,804	1,166	3,971	56,149	
当 事 業 年 度 当 末 残 高	114,291	41,339	3,800	158	164,157	168,116	△17,728	306,019	9,376	△348	9,028	315,047	

個別注記表

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券 … 償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

(2) デリバティブ… 時価法

(3) 貯蔵品… 石炭，燃料油，ガス，バイオマス燃料及び一般貯蔵品は総平均法，特殊品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数は法人税法に規定する基準によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため，当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については，給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(3) 湯水準備引当金

湯水による損失に備えるため、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の定める基準によって計算した限度額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は主に電力の発電・小売電気事業を営んでいる。主な収益は電力の小売販売による電灯・電力料、卸販売による他社販売電力料等である。

電力の小売販売における履行義務は、顧客との契約に基づき電力を供給することであり、電気の供給の都度、履行義務は充足される。履行義務の充足の進捗度は、電力量計の検針により把握した使用量により測定し、把握した使用量と顧客との契約による単価等に基づき、一定期間にわたり毎月収益を認識している。

なお、電力の小売全面自由化に伴う一般消費者保護のために料金規制経過措置が適用されているため、電気事業会計規則に従い、一般家庭等の顧客に対して検針日基準による収益の計上処理（毎月、月末以外の日に実施する計量により確認した使用量に基づき収益を計上する処理）を行っており、決算月に実施した計量の日から決算日までに生じた収益は翌月に計上している。

電力の卸販売は、他の電気事業者に対して契約に基づき電気を供給する履行義務に関する収益及び一般社団法人日本卸電力取引所の卸電力市場において約定した電気を受け渡す履行義務に関する収益からなる。他の電気事業者に対して契約に基づき電気を供給する履行義務は、電気の供給の都度、充足される。履行義務の充足の進捗度は電気の使用量により測定し、使用量と顧客との契約による単価等に基づき、一定期間にわたり毎月収益を認識している。卸電力市場における履行義務は、取引規程等に基づき約定した電気を受け渡すことであり、受け渡しの一時点において履行義務を充足する取引については、都度収益を認識している。

上記いずれの取引も、基本的に料金の支払義務発生の日から1ヶ月以内に料金を受領しており、重要な金融要素は含んでいない。

5. その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(2) 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号）第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（平成17年法律第48号、以下「再処理法」という。）第5条第2項に基づき、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を営業費用として計上している。なお、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することとなる。また、機構に対する拠出金には再処理法第2条の規定による使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(3) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっている。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(イ) ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債権及び債務の一部

(ロ) ヘッジ手段…燃料価格に関するスワップ

ヘッジ対象…燃料購入に係る予定取引の一部

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、為替相場や燃料価格変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジに高い有効性があると認められるため、有効性の評価を省略している。

(4) 実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用の計上方法

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号、以下「改正法」という。）に基づき、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）に廃炉拠出金を納付し、電気事業営業費用として計上している。

原子力事業者は、毎年度、機構に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負っている。

(追加情報)

〔脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律〕の施行に伴う電気事業会計規則の改正)

2024年4月1日に「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号、以下「改正法」という。）及び「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和6年3月29日経済産業省令第21号、以下「改正省令」という。）が施行されたことにより、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号、以下「解体省令」という。）が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用は、従来、資産除去債務に計上し、資産除去債務相当資産について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）第8項を適用し、解体省令の規定に基づき、毎事業年度、「原子力発電施設解体引当金等取扱要領」（平成12年12資公部第340号）に定められた算式（解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量から解体に要する費用を見積もる方法）により算定した原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上していたが、改正省令の施行日以降は、改正法第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」第11条第2項に規定する廃炉拠出金を、電気事業営業費用として計上することとなった。

原子力事業者は、従来、その各々が保有する実用発電用原子炉に係る廃炉に要する資金を確保する責任を負っていたが、改正法に基づき、毎事業年度、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなった。

これにより、当事業年度において、資産除去債務相当資産21,717百万円及び資産除去債務21,717百万円を取崩している。

改正法附則第10条第1項の規定により、廃炉推進業務の費用にあてるため、機構に支払わなければならない金銭95,596百万円は、改正省令附則第7条の規定により、未払廃炉拠出金に計上し、その額を費用として計上するが、同規定により、資産除去債務を取崩した額を当該費用から控除している。これによる損益への影響はない。

なお、未払廃炉拠出金に計上した額のうち、3,186百万円を1年以内に期限到来の固定負債に振り替えている。

II. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用している。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしていたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に依りて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとした。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上している。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っている。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はない。

また、当該会計方針の変更による前事業年度の計算書類への影響はない。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 30,701百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類における「連結注記表（Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記）」に記載した内容と同一である。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産は、社債及び(株)日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。(1年以内に償還・返済すべき金額を含む。)

<担保付債務>

社債 823,400百万円

債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債 20,000百万円

(株)日本政策投資銀行借入金 34,792百万円

(2) 長期投資の一部には、北海道外での発電事業参画に伴う出資先における金融機関からの借入金の担保として、質権が設定されている。

<質権が設定されている資産>

長期投資（株式） 108百万円

長期投資（社債） 1,354百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,921,048百万円

3. 保証債務等

日本原燃(株)の借入金に対する保証債務 32,466百万円

財形住宅融資による従業員の借入金に対する連帯保証債務 491百万円

社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

北海道電力第302回社債（引受先(株)みずほ銀行） 20,000百万円

4. 関係会社に対する長期金銭債権 572,603百万円

関係会社に対する短期金銭債権 38,913百万円

関係会社に対する長期金銭債務 1,819百万円

関係会社に対する短期金銭債務 78,542百万円

5. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額			
不動産賃貸事業	専用固定資産		0百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額		一百万円
	合 計		0百万円
ガス供給事業	専用固定資産		0百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額		1,026百万円
	合 計		1,026百万円
エネルギーサービス事業	専用固定資産		4,715百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額		一百万円
	合 計		4,715百万円

6. 湯水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の規定に基づく引当金である。

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高	費用	246,121百万円
	収益	58,819百万円
関係会社との営業取引以外の取引高		7,212百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数 9,963,625株
 (注) 当事業年度末における自己株式の数には、株式給付信託（BBT）に係る信託口が保有する当社株式420,300株が含まれている。

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払廃炉抛入金	26,667百万円
減価償却費損金算入限度超過額	10,292百万円
組織再編に伴う関係会社株式	7,087百万円
退職給付引当金	4,073百万円
その他	14,486百万円
繰延税金資産小計	62,607百万円
評価性引当額	△3,188百万円
繰延税金資産合計	59,419百万円
繰延税金負債	
原子力発電施設解体準備金	△22,374百万円
その他有価証券評価差額金	△3,809百万円
前払年金費用	△2,470百万円
その他	△62百万円
繰延税金負債合計	△28,717百万円
繰延税金資産の純額	30,701百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、2026年4月1日以降に解消が見込まれるものに限る)に使用する法定実効税率を変更している。この変更に伴い、繰延税金資産の純額が826百万円増加し、法人税等調整額が949百万円、その他有価証券評価差額金が122百万円それぞれ減少している。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

(単位：百万円)

属性	会社名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	当事業年度末 残高
子会社	北海道電力 ネットワーク株式会社	所有 直接 100%	資金貸借取引 役員の兼任	社債の引受 (*1)	79,661	関係会社 長期投資	349,141
				社債利息の受取 (*2)	2,462	関係会社 短期債	831
				資金の貸付 (*3)	78,011	関係会社 長期投資	203,664
						関係会社 短期債	25,341
	貸付利息の受取 (*4)	2,064	関係会社 短期債	339			
北電興業 株式会社	所有 直接 100%	建物の総合管理, 土木・建築工事 役員の兼任	燃料の購入代ほか (*5)	85,549 (*6)	関係会社 短期債	1,979 (*6)	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (*1) 社債の引受は、北海道電力ネットワーク株式会社発行の I C B (Inter Company Bond) を引き受けたものであり、当社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定している。
- (*2) 社債利息の受取は、北海道電力ネットワーク株式会社発行の I C B (Inter Company Bond) に係るものである。
- (*3) 資金の貸付は、北海道電力ネットワーク株式会社へ I C L (Inter Company Loan) 及び CMS (キャッシュ・マネジメント・サービス) により貸し付けたものである。I C L については、当社の借入金と同様の条件で利率を決定しており、CMS に係るものは、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお、CMS による貸し付けについては、取引が反復的に行われているため、取引金額には含めていない。
- (*4) 貸付利息の受取は、北海道電力ネットワーク株式会社へ I C L (Inter Company Loan) 及び CMS (キャッシュ・マネジメント・サービス) による貸し付けに係るものである。
- (*5) 一般的取引と同様の条件で、市場価格等を勘案し、契約している。
- (*6) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

IX. 一株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 一株当たり純資産額 | 1,302円03銭 |
| 2. 一株当たり当期純利益 | 279円13銭 |

(注1) 一株当たり純資産額の算定上、株式給付信託 (BBT) に係る信託口が保有する当社株式を「期末発行済株式総数」の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度末における当該自己株式数は420,300株である。

(注2) 一株当たり当期純利益の算定上、株式給付信託 (BBT) に係る信託口が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度における当該期中平均自己株式数は318,967株である。

X. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載している。

XI. その他の注記

(業績連動型株式報酬制度)

連結計算書類における「連結注記表 (IX. その他の注記 1. 業績連動型株式報酬制度)」に記載した内容と同一である。

(電気・ガス価格激変緩和対策事業等への参画)

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」及び「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき実施される「電気・ガス価格激変緩和対策事業」、「酷暑乗り切り緊急支援」及び「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により、国が定める値引き単価による電気・ガス料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金を「電気事業雑収益」に25,970百万円、「ガス供給事業営業収益」に79百万円を計上している。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

北海道電力株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 春日 淳志
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 片岡 直彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上 裕人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北海道電力株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

北海道電力株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 春日 淳 志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 片岡 直 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井上 裕 人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北海道電力株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上